



当法人の令和5年度事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

専務理事 田代 政和

1. はじめに

公益社団法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが求められることから、その事業運営においては、透明性が確保されていなければならない、このような観点から、事業計画に関する書類の作成・提出・開示が求められている。

具体的には、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書を作成し、主たる事務所に備え置く必要があり、また、毎事業年度開始の前日までに、行政庁に提出する必要がある。当法人においては、令和5年3月2日に開催された理事会で令和5年度の事業計画が承認されたので、主たる事務所での備置き、行政庁への提出、当法人のホームページでの公開を行った。

事業計画は、例年、「第1基本方針」において当該年度における法人活動の基本的な方針を掲げ、続く「第2重点目標」において特に重点的に取り組む項目を示し、「第3具体的事業計画」で具体的な活動計画の内容を記している。令和5年度の事業計画も、例年と同様にこの3つのパートから構成される形式を採用し作成した。

本稿では、当法人の令和5年度事業計画のうち、主に「第1基本方針」と「第2重点目標」について、その概要を報告する。

なお、当法人は、あらたに未成年後見事業を実施するため、未成年後見事業について公益目的認定を受けるべく行政庁へ変更認定申請を行っている。本事業計画は、令和5年度に未成年後見事業の公益目的認定を受けることができ、同事業を実施することを踏まえた事業計画として作成している。

2. 基本方針について

総論部分にあたる「第1基本方針」では、令和5年度を、コロナ禍によりここ数年にわたり制限を余儀なくされた当法人の事業活動を前進させていく年とし、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の推進を通じて、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくとともに、会員一人ひとりが日々切磋琢磨し、互いに助け合い、協力し合い、個々の後見活動を通じて、それぞれの地域での権利擁護の推進にも貢献していけるような法人の運営を目指して取り組んでいくことを掲げ、次の4つの基本方針を示している。

(1) 権利擁護支援を推進する「後見の専門職」の養成及び指導監督の充実

「後見の専門職」として、適正な財産管理及び身上保護を重視した意思決定支援をふまえた後見事務の遂行や、権利侵害からの回復といった権利擁護支援の実践にあたり、権利擁護支援チームの関係者や地域連携ネットワークを通じた福祉と司法との連携を意識した活動のできる会員の

増強に努める。また、引き続き不正防止の徹底を図り、利用者が安心かつ安全に成年後見制度を利用できるよう、執務支援を通じた指導監督の充実を図る。

(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画に関する取組

第二期成年後見制度利用促進基本計画は2年目に入り、短期的には中間年度を見据えKPIの達成に向けた取組が、全体としては1年目に開始された取組がさらに進んでいくことが見込まれる。当法人も、引き続き、各関係機関との連携をさらに深め、基本計画の方針に沿った取組を継続し、社会から期待される役割を果たしていくとともに、成年後見制度の改善・見直しに向けた検討課題についても取り組む。

(3) 未成年後見事業に向けた取組

親権を行う者がいない未成年者の権利保障を図り健やかな成長を支援する未成年後見制度の重要性に鑑み、公益目的事業として未成年後見事業に取り組む予定である。当法人では、本事業による未成年後見人及び未成年後見監督人候補者の養成と指導監督を通じて、未成年者の権利の擁護と福祉の増進に寄与すべく、公益認定等委員会への変更認定申請を行い、認定を受け次第、令和7年度からの本格的な事業開始を目指し、そのための具体的準備を開始する。

(4) 「新しい時代の公益法人制度」を見据えた公益増進を図るためのリーガルサポートの在り方の検討

当法人の財務運営及び組織運営の在り方に関する改革は、日本司法書士会連合会との合同会議で検討を重ねてきたが、いよいよ令和5年度に本格的にスタートする。今年度は、各施策を確実に実施するとともに、この間に寄せられた意見や浮き彫りとなった課題について引き続き検討していく。そして、現在行われている「新しい時代の公益法人制度」の在り方に関する議論を見据えて、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進を更に進めていく上で必要な、一体となった法人運営を行うための機能の充実を図る。

3. 重点目標について

当法人の事業のうち、公益目的事業と法人管理業務等とに分けて、重点目標を次のとおり掲げている。

【公益目的事業】

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公1-① 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

- ①業務報告書の提出義務の確認及び履行確保に関する運用指針の推進
- ②司法書士法人の履行体制基準の見直し
- ③任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業
- ④執務管理センターの運営
- ⑤後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

2 公1-② 専門職後見人養成事業

- (1) 後見人等候補者名簿登載更新研修のコンテンツの制作
- (2) 未成年後見人等候補者名簿新規登載研修のコンテンツの制作
- (3) 第9回指定研修のコンテンツの制作



- (4) 研修規程、研修実施要綱、会員研修と後見人等候補者名簿登載・更新の手引きの改正事項の周知
- (5) 意思決定支援研修の講師の養成
- (6) 支部研修に対するバックアップ体制の充実
- (7) 未成年後見事業の実施のための研修及びそのために必要となる諸規程の整備
- (8) 未成年後見ハンドブックの制作
- (9) 日司連との共同事業、協力関係の強化
- (10) 研究大会開催の準備

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

- 1 個人後見を補完するための法人後見の実施
- 2 事務担当者・支部・本部間の情報共有体制の充実
- 3 一定の高額資産保有事件における法人後見監督執務体制の整備

III 公3 成年後見普及啓発事業

1 公3-③ 高齢者・障害者相談事業

- (1) 高齢者・障害者のための成年後見相談会及び全国出張相談援助事業の実施
- (2) 法テラスとの連携並びに特定援助対象者法律相談援助及び「成年後見人等申立て」に係る書類作成援助事業の活用促進

2 公3-⑥ 成年後見普及促進事業

- (1) 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動

【法人管理業務等】

- 1 将来にわたる持続可能かつ安定した法人運営と公益増進のための組織財政改革
- 2 LSシステムが備える各種機能の改良に向けた仕様の検討及び実装
- 3 個人情報保護のための安全管理措置の実施
- 4 法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備の実施

4. おわりに

以上、令和5年度における当法人の事業計画となるが、計画達成のためには、法人全体が1つとなって取り組んでいく必要がある。

当法人の目的である「高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与する」ことを胸に、さらなる高みを目指して活動していく所存である。

リーガルサポート会員数8,713名 / 全国司法書士会員数24,232名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2023年6月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	69	522	13%	0	21	0%	石川県	86	194	44%	2	3	67%
函館	10	38	26%	0	4	0%	富山県	56	145	39%	1	3	33%
旭川	25	69	36%	0	2	0%	大阪	857	2,497	34%	34	147	23%
釧路	11	81	14%	0	2	0%	京都	262	586	45%	12	29	41%
宮城	117	341	34%	4	17	24%	兵庫	504	1,045	48%	6	27	22%
ふくしま	84	268	31%	0	6	0%	奈良	87	208	42%	1	6	17%
山形	67	155	43%	0	0	-	滋賀	117	230	51%	1	14	7%
岩手	48	138	35%	4	8	50%	和歌山	26	165	16%	0	2	0%
秋田	62	113	55%	1	2	50%	広島県	236	536	44%	11	24	46%
青森	32	117	27%	1	5	20%	山口	53	224	24%	1	4	25%
東京	1,550	4,573	34%	78	319	24%	岡山県	143	371	39%	0	19	0%
神奈川県	496	1,266	39%	20	72	28%	鳥取	41	88	47%	0	3	0%
埼玉	342	962	36%	10	47	21%	しまね	11	108	10%	0	3	0%
千葉県	311	781	40%	3	40	8%	香川県	81	179	45%	0	2	0%
茨城	106	340	31%	0	4	0%	徳島	54	136	40%	0	5	0%
とちぎ	84	234	36%	2	7	29%	高知	56	114	49%	0	5	0%
群馬	122	297	41%	1	8	13%	えひめ	93	237	39%	2	7	29%
静岡	243	487	50%	16	28	57%	福岡	451	1028	44%	3	43	7%
山梨	48	125	38%	0	3	0%	佐賀	50	123	41%	1	11	9%
ながの	127	368	35%	4	5	80%	長崎	60	149	40%	0	5	0%
新潟県	105	288	36%	7	18	39%	大分	49	169	29%	0	5	0%
愛知	391	1,311	30%	11	80	14%	熊本	146	319	46%	2	15	13%
三重	88	240	37%	2	5	40%	鹿児島	140	311	45%	1	7	14%
岐阜県	100	327	31%	3	10	30%	宮崎県	69	161	43%	1	4	25%
福井県	36	122	30%	3	5	60%	沖縄	59	224	26%	3	11	27%
合 計								8,461	23,110	37%	252	1,122	22%

* リーガルサポートの会員数は、5月11日第7回理事会の日を基準としております。